

次期社会資本整備重点計画について

平成18年8月

国土交通省総合政策局政策課

次期社会資本整備重点計画の今後の検討方向

1. 基本的認識

到来する人口減少・少子高齢化は我が国経済社会に構造的な変化をもたらす。地域別にも異なる状況と想定される。この結果、社会資本に対する要請は、質量ともに大きく変化することが見込まれる。社会資本の整備・更新に際しては、長期的な需要の変動を見込んだ適切な対応が必要である。

日本の経済社会の投資余力は低下している。当面、財政制約が続くなか、社会資本整備を戦略的かつ重点的に推進するとともに、執行方法の再検証が必要である。

次期「社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）」の策定に当たっては、上記の認識に立って、将来の我が国のあるべき姿を念頭に置き、次の世代のために何が必要かという「ストック」の観点を踏まえて検討すべきである。

その際には、「国・地域の戦略的な投資」、「問題解決型の投資」、「安全・防災のための投資」といった投資の目的・内容に応じて必要性・緊急性を評価し、重点的な社会資本整備が進められるよう検討すべきである。

2. 次期重点計画の計画期間

次期重点計画の計画期間は、平成20～24年度の5年間とする。

3. 社会資本整備の戦略的かつ重点的な推進

（1）重点目標の分野

現行の重点計画は、社会資本整備について、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4つの重点目標の分野を設定している。次期重点計画においても、これらの分野設定を基本とするが、国家戦略として重点的、緊急に整備すべきものの（ ）等に対応して、柔軟な分野設定を行うことも視野に入れる。

その上で、緊急性に応じた的確な重点目標と指標を設定すべきである。

（ ）現時点で想定されるものとして、例えば「国際競争力の強化」、「地域の自立」等がある。

（2）計画期間を超える展望

全国を対象とする重点計画の策定に際しては、次世代に向けたストックの充実という観点から、中長期的な展望を踏まえることが必要である。このた

め、例えば重点計画の計画期間（５年）を超える中長期的な見通しについて検討することが適当である。

この中長期的な見通しの検討に際しては、少子・高齢化や近隣諸国との関係の変化等の社会経済情勢の変動を踏まえ、国土形成計画において示される中長期的な国土の姿を念頭に置き、コスト構造改革によるコスト縮減、既存ストックの有効活用方策（新しい技術の活用、既存施設間の連携強化等）、ソフト対策との連携や民間活力の活用等を考慮する。また、我が国の社会資本の水準を見極める上では、社会資本ストックの水準等に関する適切な国際比較を通じた課題抽出も有益である。

達成すべき整備水準と中長期的な取組み

中長期的な取組みの前提として、各事業分野ごとに、それぞれの特性や現時点での想定を踏まえ、最終的に達成すべき主要なアウトカム目標等を想定し、その上で現時点で想定される経済社会状況の見通しを前提とし、１０（～１５）年程度の間で早急に完了（概成）させるべき施策分野等を明確に示す。当該施策を含めた中長期的なアウトカム目標を可能な限り設定し、達成に必要なアウトプット量等を検討する。

なお、維持管理・更新費の増加による新設（充当可能）費への制約を考慮しつつ、検討する。その際、これまでの投資実績を十分踏まえることが必要である。

（ ）行政活動により投入された資源（インプット）により行政が産出したサービスを通例「アウトプット」といい、行政活動により産出されたサービスによりもたらされた成果を「アウトカム」という。

次期重点計画で実施すべき事業等

以上を踏まえて、次期重点計画の計画期間（５年）において実施すべき事業の考え方を整理するとともに、中長期的なアウトカム目標の内数としての次期重点計画の終期における達成度（及びアウトプット量）を設定する。

（３）アウトカム目標の設定

中長期及び次期重点計画におけるアウトカム目標の設定に際しては、少子高齢化やグローバル化による社会資本への要請の変化を捉えるとともに、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の分野ごとに、社会資本の性格に応じた検討が必要である。その際、指標に関連する基礎的なデータの蓄積・分析を通じて、指標の進捗を総合的に判断する方策も検討すべきである。また、社会資本整備に対する国民の理解を深める観点からも、可能な限り施設別の縦割

りではなく、施設横断的な目標・指標を検討すべきである。

「暮らし」・「環境」：地域や都市の居住者減少への対応、さらには、高齢者・障害者等の要請に対応をしたストックの質の向上についても考慮する必要がある。また、美しさや歴史的・文化的な要素についても考慮が払われるべきである。加えて、従来の人口当たりの整備指標といった考え方には限界があることから、地域・地区単位としての安全性・快適性などの目標設定についても検討が必要である。

なお、「環境」については、次期重点計画の計画期間が京都議定書の約束期間と重なっていることに考慮が必要である。

「安全」：人口の減少に対し、保全すべき国土の考え方や安全性確保の優先順位について、改めて検討が必要である。また、我が国の自然災害に対する脆弱性などの特殊な国土条件を念頭に、「減災」の考え方を踏まえ、施設（ハード）の整備とソフト対策を組み合わせた目標設定に向けた努力が必要である。さらに、十分な耐震性を有しない公共施設の改修と新規投資とを合わせ、総体的な被災リスクを軽減する等の検討が必要である。

「活力」：激しいグローバル競争下における我が国の国際競争力についての観点から、各国がどのような戦略に基づいて投資を行っていくのかを見据えた目標設定を行うことが必要である。その際、道路・空港・港湾等の相互作用や連携に着目することが重要である。

（４）地方ブロックごとのあり方

人口動向等は地域により異なること、地域と近隣諸国との直接交流が緊密化していること、地域の自主性・裁量性が発揮されるような制度改正がなされていること（交付金化、広域地方計画、構造改革特区等）から、社会資本整備においても地方ブロック別、都市規模別の重点目標、指標の設定について検討し、国民が身近な変化・改善を感じられるような工夫が必要である。その際、国土形成計画において示される各地方ブロックのあるべき姿等を念頭に置きつつ、財政面の制約も踏まえ、当面、どのような社会資本整備を行うのか、また、それが可能なのかといった検討を行っていくことが必要である。

４．社会資本整備の効率的執行

社会資本整備に対する国民の理解を得る上でも、公共事業改革の推進は不可

欠である。公共工事の品質確保、コスト構造改革、時間管理概念の徹底、入札契約の適正化、密接な事業連携、事業評価等の取組みを通じて、事業の効率的な執行に努める必要がある。次期重点計画においては可能なものについて指標化等により進捗を明らかにすることを検討することが適当である。

なお、費用便益分析（B / C）については、貨幣換算が困難な効果があるなど限界があることに留意する必要がある。事業評価については、今後とも評価手法の充実を図るとともに、波及的影響の他、関連する施策等を勘案して総合的に評価することが必要である。

5．維持管理・更新

（１）分野ごとの見通し

これまで蓄積されてきた社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、維持管理・更新費の増大は必至の状況にあるとともに、計画的な対応を進めるためにも、施設ごとに、維持管理・更新費の正確な見通しが不可欠である。

（２）維持管理・更新の適切な推進

必要な新規投資と併せて維持管理・更新を行う上では、人口減少を前提として維持管理の効率化・重点化を図っていくことも必要であり、現存のストックの延命化など、ライフサイクルコストが少なくなるような適切な維持管理、更新しないものの峻別、地方の体制確保方策の検討が必要である。

6．社会資本整備における国・地方の役割分担

今後の社会資本整備に当たっては、中長期的な国土のあり方を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた事業展開が重要であり、地域の自主性・裁量性をさらに拡大していくことが求められている。一方、広域的視点から必要な社会資本整備については国が支援するとともに、人口減少・高齢化が進む中での地域の自立・格差是正のための投資については国の戦略的な取組みが必要である。

7．今後の検討

次期社会資本整備重点計画の立案・策定に向けては、今後、所管の社会資本整備事業ごとに、社会資本整備審議会又は交通政策審議会の関連分科会等において、上記１～６を踏まえ、具体的な検討を進めることが必要である。

一方、分野横断的な検討が必要なテーマや重点目標・指標及び地方ブロックごとの整備方針等の枠組みについては、引き続き計画部会基本問題小委員会において議論を進める。

次期重点計画に向けた審議スケジュール

時期	社会資本整備重点計画		国土形成計画（参考）	
	計画部会・基本問題小委員会	各分科会	全国計画	広域地方計画
平成17年				
6月	・基本問題小委員会において議論開始			
9月			・国土審議会に計画部会設置	・国土審議会に圏域部会設置
平成18年				
前半			計画内容の検討	・国土審議会報告とりまとめ 地方区分のあり方検討
7月頃	・7月24日 計画部会において、次期重点計画に向けた「検討方向」を示す	・各分科会等において議論開始 (一部分科会は開始済)	・8月7日 計画部会(重点計画)の「検討方向」を報告	・7月4日 広域地方計画の制定 区域を定める政令 計画策定準備
9月以降	・基本問題小委員会において、事業分野横断的な検討 ・地方ブロックごとの整備方針等の枠組みについての検討	(道路分科会、河川分科会、都市計画・歴史的風土分科会、航空分科会、港湾分科会等)	・(秋頃) 計画部会中間とりまとめ	
平成19年				
1～6月	・各分科会等からの検討状況報告(適宜) ・基本問題小委員会において、事業分野横断的な検討		閣議決定に向けた検討	
6月まで		・各分科会等「中間とりまとめ」	・(年中頃まで目途) 全国計画閣議決定	・広域地方計画協議会での検討の本格化
7月頃	・各分科会等「中間とりまとめ」及び基本問題小委員会での議論を踏まえ、計画部会において、次期重点計画に向けた「中間とりまとめ」			
8月	・平成20年度予算概算要求			
12月	・平成20年度政府予算案内示			
平成20年				
1月以降	・計画の策定について、国土交通大臣より審議会長へ付議			
1～6月	・重点計画原案作成 ・パブリックコメント等	・各分科会等「とりまとめ」		・(全国計画策定後、1年後) 広域地方計画の決定
7月頃	・「とりまとめ」(両審議会長より国土交通大臣へ意見(回答)) ・閣議決定			